別表第１（第２条関係）

交付金の交付の対象となる事業	交付対象経費	交付金の額	交付対象要件
志布志市森林炭素マイレージ交付金	森林吸収源対策に寄与する以下の行為に係る経費（領収書等で単価や費用、仕様等が確認できる経費に限る） １　照明設備のLED化 ２　県産材木製品の購入 ３　庭木（木本類）の購入 ４　その他市長が認めるもの	交付対象経費と認証を受けた固定量（1t-CO2）当たり4,500円を乗じた額のいずれか低い額。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。	（１）認証を受けた日から１年以内に申請書を提出すること。 （２）県のCO2認証の対象となった行為に対し、他の補助金の交付を受けていないこと。 （３）領収書等で単価、費用、仕様等が確認できること。 （４）市税等の滞納がないこと。 （５）志布志市内に木造建築物を建築し、CO2固定量認証を受けた志布志市内の建築主であること。